〔民主党〕支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）の項4中
「4　支部基金積立総額（果実を含む。）　271,718,035」を
「4　支部基金積立総額（果実を含む。）　269,718,035」に改める。
同項5中
「5　本年末等支部基金残高　548,880,854」を
「5　本年末等支部基金残高　546,880,854」に改める。
同項7中
「　積立額　271,422,694」を
「　積立額　269,422,694」に、
「　本年末等残高　548,880,854」を
「　本年末等残高　546,880,854」に改める。
〔民主党〕政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）の項4中
「4　政党基金・支部基金積立総額（果実を含む。）　271,718,035」を
「4　政党基金・支部基金積立総額（果実を含む。）　269,718,035」に改める。
同項5中
「5　本年末等政党基金・支部基金残高　548,880,854」を
「5　本年末等政党基金・支部基金残高　546,880,854」に改める。
同項7中
「　積立額　271,422,694」を
「　積立額　269,422,694」に、
「　本年末等残高　548,880,854」を
「　本年末等残高　546,880,854」に改める。

○総務省告示第百五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民進党から訂正の報告があったので、平成二十一年総務省告示第四百五十九号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年四月二十五日　総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党新潟県第1区総支部の項2中
「2　前年末支部基金残高　2,903,000」を
「2　前年末支部基金残高　903,000」に改める。
同項3中
「3　支部政党交付金による支出総額　9,312,672」を
「3　支部政党交付金による支出総額　7,312,672」に、
「　支部基金支出充当額総額　2,903,000」を
「　支部基金支出充当額総額　903,000」に改める。
同項7中
「　経常経費　8,243,033
　人件費　3,588,555」を
「　経常経費　6,243,033
　人件費　3,576,786」に、
「　事務所費　3,857,196」を
「　事務所費　1,868,965」に、
「　合　計　9,312,672」を
「　合　計　7,312,672」に改める。

同項8中
「　事務所家賃　175,000　㈲黒井地所　新潟市
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
外部会計監査　100,000　牛腸康則税理士事務所　〃
一件五万円未満の計　1,657,196
合　計　3,857,196」を
「　事務所家賃　175,000　㈲黒井地所　新潟市
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
一件五万円未満の計　993,965
合　計　1,868,965」に改める。
同項9中
「　前年末残高　2,903,000」を
「　前年末残高　903,000」に、
「　取崩し額　2,903,000」を
「　取崩し額　903,000」に改める。
〔民主党〕支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）の項2中
「2　前年末支部基金残高　547,019,181」を
「2　前年末支部基金残高　545,019,181」に改める。
同項3中
「3　支部政党交付金による支出総額　4,672,860,983」を
「3　支部政党交付金による支出総額　4,670,860,983」に、
「　支部基金支出充当額総額　251,535,596」を
「　支部基金支出充当額総額　249,535,596」に改める。
同項6中
「　経常経費　3,159,985,852
　人件費　1,635,874,628」を
「　経常経費　3,157,985,852
　人件費　1,635,862,859」に、
「　事務所費　1,071,183,565」を
「　事務所費　1,069,195,334」に、
「　合　計　4,672,860,983」を
「　合　計　4,670,860,983」に改める。